

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 1 日現在

機関番号：32623

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730381

研究課題名（和文） 介護専門職におけるパラリーガルとしての方略とスキルに関する研究

研究課題名（英文） Plot and Skill of Care Worker as Paralegal

研究代表者

梶原 洋生 (KAJIWARA HIROKI)

昭和女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：00382797

研究成果の概要（和文）：介護専門職の存在意義について、そのパラリーガルとしての方略とスキルを研究した。これによって全体的に茫洋な過去の議論に整理が与えられた。業態を複雑にしながら過負担に翻弄される実態を各視座で検討し、法的な議論の過程をそのリーガルアプローチと実証的に位置づけた。当事者性の角度から、方略とスキルの構成が示唆された。事案分析を補強する当事者分析によって、制度論的な課題とアジェンダ並びに法政策のインプリケーションが考察できた。

研究成果の概要（英文）：Some issues have raised problems these days. How should care workers participate in the field of legal? Can care workers substitute for lawyers? Do related regulations forbid this plot and skill as paralegal? We have deliberated on these issues and approached them legally. It is necessary to examine these circumstances so that legal liabilities of care workers will become clearer. Yet the approach has either been neglected or not incorporated into service provision. This study will help to make such a contribution. Using application of stakeholder analysis, by organizing the interest felt by care workers, the implications of treatment agendas and legal policies are considered.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：介護専門職、パラリーガル

1. 研究開始当初の背景

我が国で労務に従事している介護専門職の役割と求められる存在意義については、さ

まごまの視点が存在しているが、その究極的な使命は利用者の人権保障ないし権利擁護であるとするのが、今日までの学界の趨勢であり、否定しにくい原理的側面であろうと思

料する。

これはいわば共通の理念にまで高められて今日に至っているかのようである。しかし、その一方で、現実の職務においては常に医療との緊密な連携も求められた。高齢者福祉は医療的なケアの場面を無視できないし、介護をする者がその場に居合わせることも多いのである。

そこで、こういった医療サイドでの役割論とそれを探る研究も散見し、このメディカルな側面がリーガルな側面（ないしリーガルアプローチによる職務の側面）と同時に、社会的に掲げられ、主張されてきた経緯がある。

これらの状況をどのようにとらえるかが、議論されることは少なかったが、本研究では大きな潮流の柱として重視し、二つの側面の拮抗と捉えて前提にした。すなわち、介護専門職をリーガル・プロフェッションとメディカル・プロフェッションとの交錯的な専門業態と理解しうるのである。このように見ると、介護専門職における医療職との類似性を取り上げて「パラメディカル」としての一面を検証する実証研究は存在するものの、かたやその「パラリーガル」としての一面を検証する実証研究はほとんど存在しないことに注目できた。

介護福祉における学問状況としては、医学が必修、法学は選択であり、介護福祉学における法的な研究も不足が指摘されにくかったが、上記の状況から、今後は介護福祉士の実務教育において医学と同様、法学を重視せざるをえなくなると見られる。ここに、公共政策・国家施策にパラレルとなる学術的な取り組みや、その視点からの研究について必要性があった。

2. 研究の目的

本研究における全体的な目的は、我が国の介護専門職におけるパラリーガルとしての方略とスキルを研究することである。については、主に以下のように具体的な目的を定めて遂行した。

まず、我が国の介護専門職において実際に滋養されている法的素養の現状とその生成過程を文献調査などで確認しながら、動向調査する。

つぎに、我が国で労務に従事する介護専門職において、実際のその職務で可能な準法律家的業務の範囲ないしその種類を法体系の位置づけを生かしつつ枠組に整理して検証する。

さらに、介護専門職において実践されている法的な予防・修復 (Restorative Justice) の方略化といった関わりの技術ないし技法を検証する。

上記から、介護専門職に関するスキル・トレーニング (Law-Related Education) を検証する。

3. 研究の方法

具体的な事案を掘り起こし、係る法的関係性について検討をすすめながら、その社会背景のないし環境因子的な課題を探って理論化する法社会学的な手法を応用して、本研究を実施した。あわせて法制度の課題を見いだせるよう、法制研究の方法論を応用して実施した。

4. 研究成果

本研究を実施することで得られた全体的な成果は、我が国において介護専門職がその業態を複雑にしながらその過負担に翻弄さ

れる実態についてまず理解し得たことである。高齢者介護、発達障害者の介護等といったフィールドでの視座を整理しえたことである。

このなかで、文献調査と判例審判研究、実際の当事者性から探るステイクホルダー分析の手法を応用し、時宜で組み合わせながら理論枠組を形成していった。我が国で職務に従事する介護専門職がその内容上はパラリーガルとしての実相を示す可能性およびその方略について、当事者性を重視しながら、具体的かつ実地的な定性的検証をすることとなった。

そのためには、実務分野を単なるリーガルセクレタリーの業務分野のように狭くは取らず、利用者とその家族が喫緊で法的トラブルや紛争に発展しやすい事象を選択する工夫も必要であった。これには戦後の判例・審判例を総合的に探索しながら焦点化する分析技術が有効であり、そういった事案を丁寧に検証するためのアプローチについても検討し得た。

ある意味、この研究は萌芽的でもあり、非弁活動論や関連職種の業務規制緩和、更生保護制度改革論議、司法制度改革論議等を見据えながらのものであるから、こういった一連なる思考上の模索過程そのもので様々な価値対立をシュミレーションすることになった。理論研究としてはそれ自体が研究の成果ともみなしうるが、本研究でより実証的に明らかとなったのは、弁護過誤の闘争などにも介護職が重要な証人足りうることを期待できるという試論を見いだせた点であり、これは福祉社会における訴訟進行の課題を抽出したにとどまらず、そういった視点から紛争予防機能が専門職の存在価値に及びうるともいえるので、本研究の趣旨からすればよりいっそう意義ある成果であったと考えてい

る。

ひるがえって、昨今における法制の動向上は、例えば後見問題や権利擁護の課題にも一石を投じうる概念枠組や視野の提示となった。このことで、こういった現状認識とその理論的整理で実務の実際が示されるとともに、専門職の立場で可能と考えられるスキルの行為規範が示唆されたと考えられる意義は大きい。

これらの研究成果は法制上の介護業務を分類し、我が国の介護専門職についてキャリアアドバイザーという教育的な支援の側面を浮かび上がらせることにも応用可能である。

さらに、このような介護専門職における紛争予防機能や関係修復機能が注目されれば、パラリーガルとしてのスキルに位置づけられ、介護専門職による人権保障の可能性が発展的に主張され、その部面で応用されると考える。

総じて、家族に通じながら人権意識を醸成させた介護専門職における法的な議論の過程を、そこで成立したリーガルアプローチと実証的に位置づけえた。このなかで、我が国の介護専門職がパラリーガルとしてのスキルと方略を有する実相の相互関係などが機能的に整理されるとともに、更なる整理の必要性が構想された。これは今後の研究につながる課題の発見とも考えられ、研究計画に発展させ得た。

その結果、関係者・当事者の行為規範が示唆されると同時に、このような当事者分析の角度から今後の制度論的な課題とアジェンダ並びに法政策のインプリケーションが考察できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 梶原洋生、虞犯少年における発達障害の課題と処遇、臨床福祉ジャーナル、査読有、6巻、2009、pp.15-19、
<http://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-I000004353048-00>
- ② 梶原洋生、災害時の発達障害者に係る問題行動と治安に関する教育的トリアージ、臨床福祉ジャーナル、査読有、5巻、2008、pp.7-13、
<http://mol.medicalonline.jp/archive/search?jo=dv8rihuk&ye=2008&vo=5&issue=1>

[学会発表] (計6件)

- ① 梶原洋生、発達障害者の家族に生まれる悲観的事件：刑事訴訟案件を素材としたステイクホルダー分析、日本介護福祉学会第19回大会、2011年9月4日、大妻女子大学
- ② 梶原洋生、「家族の事件」にみる発達障害者の悲観と教育的支援—発達障害に係る刑事事件の事案検討、日本介護福祉学会第18回大会、2010年9月19日、岡山県立大学
- ③ 梶原洋生、発達障害に係る事件とその訴訟外支援の方略課題-裁判例を素材にした定性的分析から、日本介護福祉学会第17回大会、2009年9月13日、文京学院大学
- ④ 梶原洋生、発達障害者の非行・問題行動

に係る行動援護の課題-訴訟事案のステイクホルダー分析を応用した定性的分析、日本介護福祉学会第16回大会、2008年11月2日、仙台白百合女子大学

- ⑤ 梶原洋生、生徒の問題行動論議を射程にした社会科教育の再構成-『法教育』に見る当事者主義と発達障害者の課題、全国社会科教育学会第57回全国大会、2008年10月26日、宮崎大学
- ⑥ 梶原洋生、発達障害者に向けた法教育の構成要素-ステイクホルダー分析による抽出、日本社会科教育学会第58回全国研究大会、2008年10月12日、滋賀大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梶原 洋生 (KAJIWARA HIROKI)
昭和女子大学・人間社会学部・准教授
研究者番号：00382797

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

以上